

総務省 事務次官

黒田 武一郎 様

国の施策等に関する 提案・要望書

(令和3年11月)

鳥取県自治体代表者会議
鳥取県地方分権推進連盟

鳥取県知事	平井伸治
鳥取県議会議長	内田博長
鳥取県市長会長	深澤義彦
鳥取県市議会議長会長	福谷直美
鳥取県町村会長	宮脇正道
鳥取県町村議会議長会長	小椋正和

地方税財源の充実・強化について

《提案・要望の内容》

【地方交付税関係】

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、地方では税収の回復が不透明であるほか、感染症対策や疲弊した地域経済の立て直しに必要な財政需要が見込まれることから、地方財政計画において新たな歳出特別枠を創設するなど、安定的な財政運営に必要な一般財源総額及び地方交付税総額を確保するとともに、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な対策や別枠の加算により臨時財政対策債の増加を抑制すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用地域以外の地方部においても地域経済に甚大な影響が生じていることから、財政力の弱い地方部の自治体においても必要かつ十分な対策が実施できるようにすること。
- 今後も増加する社会保障の財源を確実に確保するため、基準税率の引き上げなどにより、これまで以上に地方交付税の財源保障機能を強化すること。また、地域経済の回復や人口減少対策、地域社会の持続性確保などの様々な課題に的確に対応していく必要があることから、「地域社会再生事業費」を継続するとともに、「地域社会再生事業費」、「地域デジタル社会推進費」の算定等を通じて、財源調整機能を適切に発揮し、地方部の団体においても必要な財源が配分されるようにすること。
- 公共施設等総合管理計画に基づく施設の更新等の取組が一層本格化することから、「公共施設等適正管理推進事業債」を延長するとともに、公用施設も含め対象の拡充を図ること。
- 「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

【税制関係】

- 令和5年10月から導入されることとなっている「インボイス制度」について、中小企業者に与える影響等を踏まえながら、制度の円滑な導入に向けて、十分な周知や広報を行うなど、引き続き必要な支援等を行うこと。
- 令和3年度与党税制改正大綱で、ガス供給業の法人に対する法人事業税の収入金額課税の枠組みに「付加価値額及び資本金等の額による外形標準課税を組み入れていくことについて、引き続き検討する」とされているが、収入金額課税は受益に応じた負担を求める外形課税として定着しており、都道府県の基幹税である法人事業税の課税方式の見直しは地方税収に大きな影響を及ぼすため、電気供給業を含め、応益課税に基づく現行制度を引き続き堅持すること。
- ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、災害防止対策など、所在都道府県及び市町村が行う特有の行政需要に対応しており、その税収の3割は都道府県の貴重な財源として、7割は所在市町村に交付金として交付され、財源に乏しい中山間地域をはじめとする市町村の貴重な財源となっていること等を踏まえ、引き続き現行制度を堅持すること。

空き家の除却促進のための財政措置等について

《提案・要望の内容》

空き家の早期除却はまちづくりにおける喫緊の課題であり、市町村独自の除去費の費用助成や固定資産税の減免措置等、除却促進の費用が重くのしかかっていることから、早期解決に向けた財政措置等を行うこと。

※ 現行制度においては、空き家を除却した場合に跡地に対する固定資産税の住宅用地特例が解除され、固定資産税が増嵩することが、空き家の除却を躊躇う一因となっている。

<参考>

1 固定資産税の軽減措置（住宅用地特例）の概要

区 分		固定資産税の軽減
小規模住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡までの部分	1/6
一般住宅用地	住宅の敷地で住宅1戸につき200㎡を超える部分	1/3

2 県内市町の取組

- ・境港市：市が認めた空き家を除却した場合、除却後の跡地に係る固定資産税を3年間減免する。
- ・日南町：危険空き家を除却した場合、除却後の跡地に係る固定資産税を10年間減免する。

3 空き家のままにしておく理由（国土交通省：令和元年空き家所有者実態調査より）

- ・固定資産税が高くなることを理由とする意見が多い

